

## 岸和田市都市景観表彰実施要領（案）

令和8年 月 日改正

## （目的）

第1条 この要領は、岸和田市景観条例（平成22年条例第19号）（以下「条例」という。）第40条の規定に基づき、岸和田市都市景観表彰（以下「表彰」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （表彰の目的）

第2条 本市域内において特にすぐれた景観の形成に寄与した者を表彰することにより、景観の向上と景観に関する市民意識の高揚を図ることを目的とする。

## （表彰の名称）

第3条 表彰の名称は岸和田市都市景観賞とする。

## （表彰の対象）

第4条 表彰の対象は、本市域内において景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物その他の物件（以下「建築物等」という。）及び活動等とする。

## （表彰の方法）

第5条 表彰は、都市景観賞選考委員会において表彰の対象を選考し、推薦したものを岸和田市景観審議会が承認し、市長が決定するものとする。

2 表彰は、建築物等においては、表彰状を設計者に授与し、建築物等の所有者には表彰状と銘板を添えるものとし、活動等においては、代表者等に表彰状を授与するものとする。

## （表彰の部門）

第6条 表彰には次の各号に定める部門を設け、各部門にそれぞれ表彰を実施するものとする。

- （1）大規模建築物等届出部門
- （2）一般公募部門
- （3）景観まちづくり活動部門

## （選考の基準）

第7条 前条に規定する各部門の選考の対象となる建築物等及び活動は、別表のとおりとする。

## （選考の対象となる建築物等及び活動等の選出）

第8条 第6条第1号に規定する大規模建築物等届出部門の表彰の選考の対象となる建築物等については、景観法第16条第1項の規定による届出並びに同条第5項の規定による通知の状況に基づき事務局が選出するものとする。

2 第6条第2号及び第3号に規定する一般公募部門及び景観まちづくり活動部門の表彰の選考の対象となる建築物等及び活動等については、自薦及び他薦による公募によって行なうものとする。

3 前項の公募は、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、表彰の募集について次の各号に定める事項を市民に周知するものとする。

- （1）表彰の目的
- （2）募集の対象
- （3）募集期間
- （4）応募の方法
- （5）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

4 応募者は、次の各号に定める事項を記した書類及び推薦する表彰の対象の写真等（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。

- （1）推薦する表彰の対象の所在地等が確認できるもの（略図など）
- （2）推薦の理由（簡単なコメントなど）
- （3）応募者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号またはメールアドレス
- （4）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

5 前項に規定する写真等を使用する権利については、市に帰属するものとする。

(都市景観賞選考委員会)

第9条 第4条に規定する表彰対象を審査、選考し、岸和田市景観審議会に推薦するため、都市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、岸和田市附属機関条例第2条に規定する岸和田市景観審議会及び岸和田市環境デザイン委員会の委員から任命する6名以内で組織する。

3 選考委員会は、応募書類により行なうとともに、必要に応じて市民アンケート（まちかど審査等）、現地調査等を実施し、これらの方法をあわせて行なうものとする。

(表彰の対象の公表)

第10条 市長は、第5条の規定により表彰の対象を決定した場合、市広報、市ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、これをすみやかに公表するものとする。

(表彰式の出席)

第11条 市長は岸和田市都市景観賞表彰の表彰式を実施する場合は、第4条の規定による者の他に、表彰の対象の講評および総括等について岸和田市景観審議会および、岸和田市環境デザイン委員会の代表者へ要請し出席を依頼するものとする。

(その他)

第12条 表彰の実施に際しては、第2条に掲げる目的に鑑み、表彰の対象となる所有者等関係者だけでなく、広く市民意識の啓発、高揚を図ることに努めるものとする。

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成18年6月8日から施行する。

附 則

この要領は平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要領は令和4年5月23日から施行する。

附 則

この要領は令和8年 月 日から施行する。

大規模建築物等届出部門	対象となる建築物等
	<p>景観法第16条第1項の規定による届出並びに同法同条第5項の規定による通知を行なった建築物等のうち、建築基準法等関係法令を順守し適法であること及び表彰実施時点において、施工完了とみなされ、かつ当該建築物等の運用管理状況が確認できるもの。</p> <p>ただし、過去に選考の対象となったものは、これを除外する。</p>
	<p>表彰の視点</p> <p>大規模建築物等に関する行為に際して、景観の形成に積極的に取り組み、その結果として本市の景観形成の推進に寄与した建築物等を対象として表彰を行なう。</p>
一 般 公 募 部 門	対象となる建築物等
	<p>岸和田市内に現存する上記以外の建築物等のうち、募集締め切り期日から起算して、おおむね5年以内に新築、補修、改修等を行ない、当該建築物等の所有者が明確であり、かつ所有者が表彰に対して異議のないものを対象とする。</p> <p>ただし、違法に設置された建築物等及び過去に表彰の対象となったものは、これを除外する。</p> <p>※敷地を同一とする等、一体とみなされる建築物等を対象とし、建築物以外又は複数の建築物等によって形成される風景（いわゆる「まちなみ」）は対象外とする。</p>
	<p>表彰の視点</p> <p>本市の景観の形成において規範となり、本市の景観をリードする建築物等で次の各号のいずれかに該当するものを対象として表彰を行なう。</p> <p>①伝統的なまちなみ景観の保全、調和を図っているもの</p> <p>②山野、海浜、河川等の自然の景観要素とうまく調和しているもの</p> <p>③公園、道路、耕地等の周辺の景観要素とうまく調和しているもの</p> <p>④景観形成に配慮された意匠、色彩、材質等を使用されているもの</p> <p>⑤まちの景観をリードする積極的取り組みがなされているもの</p> <p>⑥その他都市景観の形成に貢献していると思われるもの</p>
景観まちづくり活動部門	対象となる活動等及び表彰の視点
	<p>本市の良好な景観形成に寄与し、概ね2年以上継続して行う活動や団体等で、次の各号のいずれかに該当するものを対象として表彰を行なう。</p> <p>①地域の良好な景観形成及び地域住民の景観意識醸成に対する貢献度の高いもの</p> <p>②地域固有の景観を活かした活動となっているもの</p> <p>③活動が継続的な景観まちづくりにつながると期待できるもの</p>